

北谷町住民課広告入り窓口用封筒取扱要領

平成 31 年 4 月 25 日制定

北住 31 第 747 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、北谷町有料広告掲載取扱要綱(平成 30 年北谷町告示第 43 号。以下「要綱」という。)第 4 条及び第 13 条の規定に基づき、窓口用封筒への広告の掲載について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この要領において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

(掲載基準)

第 3 条 封筒に掲載する広告(以下「広告」という。)は、北谷町有料広告掲載基準(北企 30 第 8677 号。以下「基準」という。)に適合するものでなければならない。

(封筒の規格)

第 4 条 封筒の規格は、角形 2 号又は類似規格封筒で横貼りとする。

(広告の規格等)

第 5 条 広告の掲載位置は、封筒の両面下部それぞれ 3 分の 1 とし、広告 1 枠あたりの規格は、縦 95 ミリメートル×横 190 ミリメートル以内とする。この場合において、残りの 3 分の 2 は、町掲載部分とし、掲載内容は町が指定する。

2 掲載枠数は封筒片面につき、4 枠以内とする。

3 広告の作成は、広告掲載者等が行うものとする。

(広告掲載料)

第 6 条 広告掲載料は、要綱第 5 条第 2 項の規定に基づき、現物納付とする。

(封筒の納付期間)

第 7 条 封筒の納付期間は、3 年以内とする。

(広告代理店等の選定等)

第 8 条 町長は、要綱第 13 条の規定により広告代理店等へ広告枠を直接売り渡すときは、この要領に定めるもののほか、次に掲げる事項を勘案し、広告代理店等を選定するものとする。

(1) 北谷町内の事業者又は個人の広告掲載者の優先的な広告の掲載

(2) 過去 3 年の実績

2 封筒の現物納付を希望する広告代理店等は、住民課窓口用封筒現物納付申請書(第1号様式)に会社概要等、企画提案書、納税証明書及び完成封筒の見本を添えて町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、封筒の現物納付の可否を決定し、その結果を住民課窓口用封筒現物納付選定結果通知書(第2号様式)により広告代理店等に通知するものとする。

(広告代理店等の募集)

第9条 広告代理店等の募集は、町ホームページその他町長が適当と判断した方法により行うものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要領は、平成31年4月25日から施行する。

第1号様式（第8条関係）

住民課窓口用封筒現物納付申請書

年 月 日

北谷町長 様

住 所
事業者名
代表者名
連絡先（TEL）
（FAX）
（E-mail）
担当者名

北谷町住民課広告入り窓口用封筒取扱要領第8条の規定に基づき、下記のとおり申請します。なお、この申請書及び添付書類については、事実と相違ないこと、北谷町有料広告掲載取扱要綱及び同基準、並びに北谷町住民課広告入り窓口用封筒取扱要領を遵守することを誓約します。

記

- 1 納付期間
- 2 広告掲載希望枠数
- 3 添付書類
 - (1) 会社概要等
 - (2) 企画提案書
 - (3) 納税証明書
 - (4) 完成封筒の見本

第2号様式（第8条関係）

住民課窓口用封筒現物納付
選定結果通知書

年 月 日

様

北谷町長

年 月 日付けで申請のあった住民課窓口用封筒の現物納付申請について、
下記のとおり決定したので、北谷町住民課広告入り窓口用封筒取扱要領第8条の規定
により通知します。

記

- 1 選定結果 （ 選 定 ・ 不選定 ）
- 2 不選定の理由